

払戻金制度について

当社の紹介により就職した者が入社3ヶ月以内に本人の都合による退社又は本人の責めに
基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を
求人者に返還する制度です。

- (1) 入社日以後1ヶ月以内の場合はサービス利用料の70%を返還する。
- (2) 入社日以後1ヶ月より2ヶ月以内の場合はサービス利用料の50%を返還する。
- (3) 入社日以後2ヶ月より3ヶ月以内の場合はサービス利用料の30%を返還する。

ただし、払戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。

有料職業紹介事業許可番号 : 29-ユ-300206
株式会社 SYFCO
奈良市法蓮町 166番地の1
シャトレー井田 2F-B